

復興予算確保を口実に

# 公務員賃下げを強行

# 東海

No.3110

15. 6. 25

国土交通労働組合  
東海建設支部  
教育宣伝部

## 七月八日、高裁第一回口頭弁論

人事院勧告によらず二年間、公務員賃金が引き下げられた時期があります。当時の状況と、国公労働組合の取り組み、これから闘われる東京高裁での運動を紹介します。

### 大企業要請で、賃下げの先兵に

Q. 「公務員賃下げ違憲訴訟」って何？  
A. 二〇一二年四月から、二年間、国家公務員の賃金が七・八%値切られていたのを覚えているかな？  
Q. 東日本の復興のためだよ。



## 公務員賃下げ違憲訴訟 東京高裁宛の要請署名にご協力を

A. それは口実だ。賃金の減額分と東日本の復興額は桁が違うし、復興事業では多額の不要額が出ているけど公務員に返還されているじゃない。一方で法人税の引き下げなどが行われており、大企業の要請を受け、労働者賃金引き下げの先兵にされただけなんだ。

Q. でも二年で終わったら賃金抑制にならないじゃないか。  
A. でも国家公務員の賃金水準は、六〇〇万人以上の労働者賃金（国家公務員の二〇倍、国内労働者の二割弱にあたる）に影響しているんだ。また、その影響で家計消費が二兆円減少という試算もあり、景気後退で残り八割の労働者や個人事業者の賃金、収入も減少することになる。今回は、あまりの景気後退で政府が慌てて企業に賃上げ要請を行ったから大企業は賃上げが図られたけど、でも中小零細の多くの労働者にまで恩恵は届いていないんだ。彼らの賃金水準が翌年の公務員賃金に反映されるとどうなるかな。

Q. なるほど。二年間でも十分効果があったってことだね。でも二年間で終わって良かったよ。  
A. 実は経済界や国会では賃下げ継続の動きもあったんだ。しかし、国公労連が裁判闘争を行っており、これ以上の継続は困難との政府判断があったんだ。

Q. ところで裁判はどんなっているの？  
A. 二〇一四年一〇月に東京地裁は原告の訴えを棄却したんだ（概要は裏面のとおり）。

Q. それでは、どうするの？  
A. 引き続き高裁で闘うことになっている。  
Q. 僕たちは何か応援できるのかな？  
A. もちろんだ。色んな形で応援・協力できる。例えば、①原告を支持する署名に協力する、②国民世論をつくるために宣伝行動に参加する、③組合員を増やす・組合に加入する。などだ。

Q. 効果ってあるの？  
A. ①は、直接的に裁判官に訴えることになるし、②、③は間接的な効果がある。



### 東京地裁で不当判決 高裁での闘いへ継続

Q. 効果ってあるの？  
A. ①は、直接的に裁判官に訴えることになるし、②、③は間接的な効果がある。

## 地裁判決の不当性を学び

# 高裁での取り組みへの結集を

### ～～判決の概要と問題点～～

#### 1 最高裁判例の論理をも無視した合憲論の展開

「人事院勧告は、文字どおり『勧告』として制度設計されており、人事院勧告によって国会を当然に法的に拘束できないことは明らかであり、国会は、人事院勧告どおりの立法をすることを義務づけられているとはいえない」、「憲法が許容する範囲内で具体的にどのような内容のものを定めるかについては、立法府に裁量を与えられている」

#### 《判決の誤り・問題点》

全農林警職法事件最高裁大法廷判決は、国家公務員の労働基本権制約が憲法28条に違反しないためには、代償措置があり、かつ、機能していることを判示しています。

人事院勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置として位置づけられてきたものですが、それが国会を拘束するものではなく、国会の裁量で人事院勧告に関係なく自由に決められるというのであれば、代償措置は機能せず、判例に違背します。

#### 2 人事院勧告を経ない賃下げと憲法28条の関係

「当該立法において必要性がなく、又は、人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべき不合理な立法がなされた場合には、立法府の裁量を超えるものとして当該立法が憲法28条に違反する場合があります」

#### 《判決の誤り・問題点》

政府提出の給与臨時特例法案は、自律的労使関係制度措置法案の成立を前提としたものであり、人事院勧告制度を廃止しようとするものです。また、議員立法の給与改定・臨時特例法が成立した後も、政府は、自律的労使関係制度創設法案の成立を目指して審議を行っており、判決がいう「人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべき立法」そのものであり、憲法28条に違反します。

#### 3 特例賃下げの必要性を「こじつけ」

「厳しい財政事情に加えて、東日本大震災が発生し、短期的にみて復興予算確保の必要性が生じた状況が存在するのであり、この事情を併せ考えれば、本件給与減額支給措置を実施することが、そのことのみによって直ちに厳しい財政事情を有意に改善することにならないからといって、その必要性が否定されるものではない」

#### 《判決の誤り・問題点》

賃下げの必要性について、財政再建と直接結びつかないことを認めておきながら、それでもなお「必要性が否定されるものではない」としています。これでは、財政が厳しい状態が続く限り人事院勧告は無視してよいことになり、労働基本権制約の代償措置は無いに等しいこととなります。

#### 4 政府と国会は人事院勧告を尊重していく姿勢を示していた？

「政府としても本件給与減額支給措置を極めて異例の措置と位置づけ、今後とも人事院勧告を尊重していく姿勢を示し、また、給与改定・臨時特例法の審議において、同法を提出した国会議員らも同様の認識を示していた」

#### 《判決の誤り・問題点》

政府として、「今後とも人事院勧告を尊重していく姿勢」を示した事実は一切ありません。書証(甲第91号証)でも、「全農林57年人勧凍結反対闘争事件の最高裁判決において、「政府は、人事院勧告を尊重するという基本方針を堅持し、将来もこの方針を変更する考えはなかった」ことが認められ、これが、このときの人勧凍結を違法不当なものとし、要素の一つとなっていたが、今般検討している給与減額支給措置は自律的労使関係を措置し、人事院勧告制度を廃止する内容の法案を提出することを前提に、人事院勧告に基づかずに措置するものと考えている」としており、事実誤認の判決です。

#### 5 交渉内容を判断せずに、政府の誠実交渉義務違反を否定

「給与臨時特例法案については、合計6回の交渉がされ、国公労連の要求・主張に対して政府は一応資料を提示するなどして回答・説明を行っていることを考慮すると、政府の対応については、議題の内容につき実質的検討に入ろうとしない交渉態度であったとか、合意達成の意思のないことを当初から明確にした交渉態度をとったとはいえない」、「また、給与改定・臨時特例法は議員立法で行われたものであるが、その内容的な基礎となっている給与臨時特例法案を国会に提出するに当たっては、政府と国公労連との間で団体交渉が行われ、給与改定・臨時特例法案についての参議院総務委員会における審議においては、国公労連宮垣委員長が参考人として意見を述べていることが認められるのであり、一定の団体交渉がなされた」と評価できる」

#### 《判決の誤り・問題点》

政府は、国公労連との交渉で毎回、「心苦しいが、理解をお願いしたい」を繰り返すだけ(甲1～6号証)であったことは明らかです。まさに、「議題の内容につき実質的検討に入ろうとしない交渉態度であり、合意達成の意思のないことを当初から明確にした交渉態度をとった」ことは明白です。事実を都合よくねじ曲げた判決です。

#### 6 交渉での約束を「なかったもの」と認定

「政府の約束した条件(自律的労使関係制度を措置する法案を成立させること、給与減額を地方公共団体へは波及させないこと)が反故にされたとの主張は、そもそもそのような条件自体が約束されていたと認めるに足りる証拠はない」

#### 《判決の誤り・問題点》

自律的労使関係制度措置法案の成立については、内山政務官が第2回交渉で、「同時に交渉権を与えるべく(給与減額支給措置の終期は)平成25年までとしている」と、また、給与減額の地方公共団体への波及については、片山総務大臣が第1回交渉で、「今回の措置は国家公務員についてのものであり、政府として国家公務員についての結論と同時に地方公務員にも同様の措置を求めることは考えていない」とそれぞれ回答しています。「認めるに足りる証拠」は、提出した甲1～6号証で明確に存在しています。

国民世論が「おかしいぞ!」という声が大きくなれば、司法も世論を無視できなくなると。組合員が増えれば、政治的圧力も無茶苦茶な制度作りが

力を跳ね返せるんだ。  
**高裁での取り組みを  
Q&Aで学習し、確信を**  
Q. なるほど! 僕も勉強し  
なくっちゃ。

A. 国公労連では学習資料も準備している。是非活用して欲しい。  
Q. 誰に言えば、学習資料はもらえるの?

A. 各職場に分会役員がいるので、必要であれば是非、声をかけて欲しい。一緒に賃金引き上げの取り組みに参加しよう!